結核患者入院退院届出票遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11の規 定により、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したと きは、7日以内に保健所長あてに届出をしなければならないところ以下の理由 のため遅延いたしました。

		(署名又け記	名押印の	- レ)
	病院管理者氏名			(F)
	<u>医療機</u> 関名			
		年	月	日
				J
改善策				
				J
遅延理由				_
患者氏名				

四日市市保健所長 様